ACSES ニュースレター_２２４５号（2022 年 1 月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（25 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇埼玉・三郷市 塗料など扱う工場で火災７棟焼ける １人けが〈放送報道〉
◇鉄鋼関連会社で火災、延焼中　東京・瑞穂町〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車、バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用))〈消費者庁〉
◇事故、事件の続報
〇大学入学共通テスト
・股にスマホ、答案のぞき見…共通テストで不正 受験生 3 人失格〈新聞報道〉
・東大前刺傷、「精神的動揺」は追試対象　共通テストで入試センター〈新聞報道〉
・刺傷容疑の少年が通う高校が謝罪コメント 「コロナ禍で生徒が分断」〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令（政令第20号）〈官報〉
・大雪の影響で除雪機による死亡・重傷事故が発生しています（再度の注意喚起）～除雪機は正しく、安全に使用してください～〈経済産業省〉
・救急搬送困難な事例が過去最多 コロナ感染拡大で 総務省消防庁〈放送報道〉
・「第 68 回文化財防火デー」の実施〈総務省消防庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・令和４年度（2022 年度）の中間貯蔵施設事業の方針の公表について〈環境省〉
[原子力施設全般]
・プルサーマル発電、同意自治体に交付金「復活」へ　経産省が 22 年度〈新聞報道〉
[津波対策]
・前例ない大規模噴火の “津波” そのとき気象庁は…〈放送報道〉
[火山噴火対策]
・「火山噴火に備える」特選コンテンツ〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 建築基準法施行規則、建築物の維持保全指針、定期点検・調査の判定基準の一部改正
◇建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第４号）〈官報〉
◇建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針の一部を改正する件（国土交通省告示第 109 号）〈官報〉
◇建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結

山茶花（サザンカ）

果表を定める件の一部を改正する件（国土交通省告示第 110 号）〈官報〉

[4] 食品安全衛生関係

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件(厚生労働省告示第 3 号)〈官報〉

[5] 廃棄物関係

◇船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可の申請（令和 3 年 12 月 24 日付け）に係る公告及び縦覧について〈環境省〉

◇ゴミ問題の救世主「プラスチックを食べる微生物」現る〈Web 報道〉

[6] 温暖化対策関係

◇JCM 推進・活用会議の設置、第１回会議の開催、並びに日本国 JCM 実施要綱及び日本国での JCM 利用に関する約款の改定について〈環境省〉

[7] 環境安全関係

◇令和２年度公共用水域水質測定結果について〈環境省〉

[8] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　６件　　［調査］　１件　　［調査結果］　１件　　［統計資料］　１件　　［白書］　１件

[9] その他省庁発表　４件

[10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　20 件　　［開催記録、報告、資料等］　５件

[11] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：４件　　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　　◇その他：２件

[付録]

◇オンラインで心はつながるか　実は孤独に？「脳トレ」川島教授の分析〈新聞報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇埼玉・三郷市 塗料など扱う工場で火災７棟焼ける　１人けが

＜TBS　2022 年 1 月 18 日＞　https://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye4450476.html

きょう午前、埼玉県三郷市の工場で火事があり、１人が病院に搬送されましたが、けがの程度はまだわかっていないということです。

建物から激しく炎が燃え上がり、あたりが黒煙に包まれています。きょう午前８時半ごろ、三郷市戸ヶ崎の塗料などを扱う工場で、従業員から「塗料室から火が出ている」と１１９番通報がありました。

消防車など１２台が出動し、火はおよそ１時間後にほぼ消し止められましたが、工場の敷地内にある塗料室など５棟が全焼し、あわせて７棟が焼けました。消防によりますと、この火事で１人がけがをして病院に搬送されましたが、けがの程度はまだわかっていないということです。警察は出火の原因を調べています。

◇鉄鋼関連会社で火災、延焼中　東京・瑞穂町

＜日テレ NEWS24　2022 年 1 月 18 日＞　https://www.tsb.jp/news/nnn/news9199piyyhr12312og3.html

１８日午後５時すぎ、東京・瑞穂町の鉄鋼関連の会社で火事があり、延焼中です。

警視庁などによりますと、１８日午後５時すぎ、瑞穂町高根にある鉄鋼関連の会社から出火しました。火は会社

の建物およそ２００平方メートルを焼いて延焼中です。
この火事で逃げ遅れた人やケガ人はいないということです。
現場はＪＲ八高線・箱根ケ崎駅から北に１．７キロほどの工場などが立ち並ぶ場所で、東京消防庁がポンプ車など３６台を出動させて消火活動を行っています。
――――――――――――――――――――

◇***その他の事故、事件***

・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車、バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用))
＜消費者庁　2022 年 1 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/027311/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220118_01.pdf
特記事項:
・除雪機についての注意喚起
・ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車のリコール(無償点検・改修)
・ロワ・ジャパン有限会社が輸入したバッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)のリコール(回収・返金)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うちガス衣類乾燥機（都市ガス用）１件)
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件
（うち電動アシスト自転車１件、バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）１件)
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：３件
（うち電動アシスト自転車１件、電気ポンプ（井戸用）１件、除雪機（歩行型）１件)
――――――――――――――――――――

◇***事故、事件の続報***

○大学入学共通テスト

・股にスマホ、答案のぞき見…共通テストで不正 受験生 3 人失格
＜毎日新聞　2022 年 1 月 16 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220116/k00/00m/040/232000c
大学入試センターは 16 日、2 日間の大学入学共通テストで、試験時間中にスマートフォンをのぞき見しようとするなどの不正行為が 3 件あり、3 人の受験生が失格になったと発表した。
三重県の会場では、受験生が国語の時間にスマホを股に挟み、必要に応じて参照できる状態で試験を受けていた。開始から約 50 分たったところで、試験監督が不審な動きに気づいて不正が発覚した。
受験生は「分からない問題を調べるためだった。画面がスリープモードにならないように触っていたが、解答するための使用はしていない」などと話したという。スマホを調べたところ、外部に問題などを流出させたような記録はなかった。
神奈川県の会場では、英語のリスニング試験の際、開始の合図の前に、試験用の IC プレーヤーを作動させる不正があった。受験生は直前に居眠りをしており、目覚めた時にプレーヤーがあったため、既に試験が始まっていると勘違いしたという。
徳島県の会場では、理科の時間に、他の受験生の答案をのぞき込んでいた受験生が失格となった。直前の数学でも不審な動きをし、1 度注意を受けていた。
――――――――――

・東大前刺傷、「精神的動揺」は追試対象　共通テストで入試センター
＜朝日新聞　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1K5QR4Q1KUTIL027.html
大学入学共通テスト初日の15日、東京大学会場（東京都文京区）前の路上で受験生ら3人が刺された事件を受け、大学入試センターは17日、同会場で共通テストを受ける予定だった受験生のうち、事件の影響で精神的動揺を受け、受験できなかった受験生から追試の申請を受け付けると発表した。精神的動揺を受けたと受験生1人からセンターに申し出があり、対応することにしたという。
センターによると、同会場で受験予定だった志願者は15、16日で3702人。このうち、事件の影響で共通テストの全部または一部を欠席した受験生が対象という。試験の途中で退席した科目は対象外。医師の診断書などは不

要で、センターの担当者が事情を聴いた上で、追試受験の可否を判断するという。
　申請は18日午後5時まで。入試センターの志願者専用電話（03・3465・8600）で受け付ける。

・刺傷容疑の少年が通う高校が謝罪コメント　「コロナ禍で生徒が分断」
＜朝日新聞　2022年1月16日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1J3Q4DQ1JOIPE009.html
　大学入学共通テストの受験生らが刺された事件で、殺人未遂容疑で逮捕された少年（17）が通う高校が16日、コメントを出した。全文は次の通り。
　　◇
　本校在籍生徒が事件に関わり、受験生の皆さん、保護者・学校関係者の皆さんにご心配をおかけしたことについて、学校としてお詫（わ）びします。
　本校は、もとより勉学だけが学校生活のすべてではないというメッセージを、授業の場のみならず、さまざまな自主活動を通じて、発信してきました。また本校の長い歴史のなかで、そのような校風を培ってきました。ところが、昨今のコロナ禍のなかで、学校行事の大部分が中止となったこともあり、学校からメッセージが届かず、正反対の受け止めをしている生徒がいることがわかりました。これは私たち教職員にとっても反省すべき点です。「密」をつくるなという社会風潮のなかで、個々の生徒が分断され、そのなかで孤立感を深めている生徒が存在しているのかもしれません。今回の事件も、事件に関わった本校生徒の身勝手な言動は、孤立感にさいなまれて自分しか見えていない状況のなかで引き起こされたものと思われます。今後の私たちの課題は、そのような生徒にどのように手を差し伸べていくかということであり、それが根本的な再発防止策であると考えます。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令（政令第20号）
　［官報］　令和4年1月18日　本紙　第656号　2頁
　https://kanpou.npb.go.jp/20220118/20220118h00656/20220118h006560002f.html

あらまし
◇特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令
（政令第20号）（厚生労働省）
特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の施行期日は、令和四年一月一九日とすることとした。

　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。
　　御　名　　御　璽
　　令和4年1月18日
　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第20号
　　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の施行期日を定める政令
　内閣は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の施行期日は、令和四年一月十九日とする。
　　総務大臣　　金子　恭之
　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

・大雪の影響で除雪機による死亡・重傷事故が発生しています（再度の注意喚起）
～除雪機は正しく、安全に使用してください～

＜経済産業省　2022年1月17日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220114003/20220114003.html?from=mj
---

・救急搬送困難な事例が過去最多 コロナ感染拡大で 総務省消防庁
＜NHK　2022 年 1 月 18 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220118/k10013437661000.html
今月に入って新型コロナウイルスの感染が拡大しているのに伴って、救急患者の受け入れ先がすぐに決まらない「搬送が困難な事例」が 4100 件余りと、過去最多となったことが総務省消防庁のまとめでわかりました。
総務省消防庁は、患者の搬送先が決まるまでに病院への照会が 4 回以上あったケースなどを「搬送が困難な事例」として、県庁所在地の消防本部など全国の 52 の消防機関の報告をもとに毎週、取りまとめています。
それによりますと、16 日までの 1 週間では前の週の 1.4 倍の 4151 件と、これまで最も多かった去年 8 月の第 2 週の 3361 人を上回り、過去最多となりました。このうち新型コロナウイルスの感染が疑われるケースは 1031 件で、前の週の 1.9 倍に急増しています。
地域別にみますと、東京都が 2149 件、大阪市が 352 件、横浜市が 209 件、千葉市が 206 件、さいたま市で 158 件、札幌市で 145 件などと都市部で多くなっています。
新型コロナウイルスの感染拡大前に当たるおととしの同じ時期に比べると、東京都が 3.4 倍、さいたま市が 3.2 倍、横浜市が 2.9 倍、札幌市が 2.7 倍、大阪市が 2.1 倍、千葉市が 1.8 倍などとなっています。
総務省消防庁は「コロナの感染者の増加に伴い、搬送が困難な事例は今月に入ってから急激に増加している。状況がすぐに改善するとは考えにくく、今後の状況を注視していきたい」と話しています。

・「第 68 回文化財防火デー」の実施
＜総務省消防庁　2022 年 1 月 17 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220118_yobou_1.pdf
　　令和４年１月 26 日：第 68 回文化財防火デー

□*大災害、原発事故対策*
[福島原発事故]
・令和４年度（2022 年度）の中間貯蔵施設事業の方針の公表について
＜環境省　2022 年 1 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110434.html
令和４年度（2022年度）の中間貯蔵施設事業の方針を公表しましたのでお知らせします。
１．概要
令和４年度（2022年度）の中間貯蔵施設事業の方針について
来年度の中間貯蔵施設事業の方針（毎年公表）を令和４年１月18日付けで公表しました。来年度の事業方針のポイントは次のとおりです。
○　安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する。
○　特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める。
○　施設整備の進捗状況、除去土壌等の発生状況に応じて、必要な用地取得を行う。
○　中間貯蔵施設内の各施設について安全に稼働させるとともに、土壌貯蔵が終了した土壌貯蔵施設の維持管理を着実に行う。
○　再生利用についての技術開発、再生利用先の具体化、減容・再生利用の必要性・安全性等に関する理解醸成活動を全国に向けて推進する。また、減容処理・安定化技術のさらなる開発・検証を行うなど、県外最終処分に向けた検討を進める。
２．その他
詳細については、環境省中間貯蔵施設情報サイト（以下URL）に掲載しておりますので、御参照ください。
http://josen.env.go.jp/chukanchozou/action/acceptance_request/
添付資料
令和４年度の中間貯蔵施設事業の方針

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117355.pdf

[原子力施設全般]

・プルサーマル発電、同意自治体に交付金「復活」へ　経産省が22年度

＜朝日新聞　2022年1月16日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1H4QTQQ1DULFA00C.html

原発の使用済み核燃料から取り出したプルトニウムを再利用する「プルサーマル発電」をめぐり、経済産業省は受け入れに同意した地元自治体に交付金を配る制度を2022年度に復活させる。大手電力会社は30年度までに12基以上で導入をめざすが、現在は4基にとどまるなど行き詰まっている。地域振興に使える交付金を出すことで、地元同意を促したい考えだ。

プルサーマルは、国が推進する「核燃料サイクル政策」の一環で、使用済み燃料を再処理して取り出したプルトニウムとウランを混ぜた混合酸化物（MOX）燃料を原発で再び使う。プルトニウムを取り出す日本原燃の再処理工場（青森県六ケ所村）は22年度上期の完成を予定するが、プルサーマルが広がらなければ、工場の稼働は制限される。日本は核兵器の原料にもなるプルトニウムを約46トンもち、さらに増やすことには国際的な懸念が強い。

プルサーマルの交付金をめぐっては、08年度までに受け入れに同意した都道府県に最大60億円を出す制度や、14年度までに同意すれば最大30億円を配る制度があった。福井や愛媛、佐賀など8道県が交付対象になったが、今は新たな申請ができない。そのため経産省は、過去の交付金の対象にならなかった原発がある自治体向けの新たな制度を導入する。日本原子力発電東海第二（茨城県）や北陸電力志賀（石川県）などが対象となる見通しで、金額は最大で数十億円規模とみられる。

大手電力会社でつくる電気事業連合会は、30年度までに少なくとも12基でプルサーマルを始めたい考えだが、これまでに実施したのは関西電力高浜3、4号機（福井県）、四国電力伊方3号機（愛媛県）、九州電力玄海3号機（佐賀県）の4基。過去の交付金の対象となっている中部電力浜岡（静岡県）や中国電力島根（島根県）などの原発は、原子力規制委員会の審査や地元同意の手続きが難航して再稼働の見通しが立たない。国民の原発への不信感が根強い中、安全面でより慎重な対応が求められるプルサーマルの導入拡大はさらに難しいのが実情だ。

[津波対策]

・前例ない大規模噴火の　“津波”　そのとき気象庁は…

＜NHK　2022年1月16日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220116/k10013434001000.html

「今回の潮位変化は津波かどうか分からない」

「メカニズムも不明」

気象庁の記者会見での説明です。

一時、「被害の心配は無い」としていたものの、津波警報や注意報を広い範囲に発表しました。気象庁が過去に経験したことのない、海外での大規模な噴火による潮位の変化。どのように判断し、対応したのでしょうか。

情報発表の時系列は

大規模な噴火が発生したのは南太平洋のトンガの首都から北におよそ65キロの海底火山、「フンガ・トンガ　フンガ・ハアパイ」です。

過去にたびたび噴火を繰り返してきた火山で大規模な噴火が起きたのは、日本時間の15日午後1時ごろでした。噴煙は上空高くへと上がり、気象庁によると16キロに達しました。

気象衛星の画像でも灰色の噴煙が同心円状に広がる様子が確認でき、約2時間後の午後3時ごろには直径300キロ、北海道に匹敵するほどの大きさになりました。

気象庁の地震火山部はトンガ諸島周辺で観測された津波のデータなどをもとに、規模の大きな地震が発生したと仮定し、津波の日本への影響についてシミュレーションなどを行いました。

時系列（15日～16日） NHK

（日本時間）

15日

午後1時頃	トンガ諸島で大規模な噴火
7時過ぎ	気象庁発表 「多少の潮位の変化はあるかもしれないが、被害の心配は無い」
7時58分	父島（小笠原諸島）に第一波
11時55分	奄美大島・小湊で1m20cmを観測

16日

午前0時15分	津波警報・注意報を発表

その結果、日本では早ければ午後9時ごろから多少の潮位の変化が予想されるとして、午後7時すぎに「多少の潮位の変化があるかもしれないものの被害の心配はない」と発表しました。

“前代未聞”の事態 気象庁では…

しかし、その後、事態は一変します。シミュレーションで予想した到達時刻より早く、高い津波が各地で観測されはじめたのです。

小笠原諸島の父島では想定より2時間半余り早い午後7時58分に第一波が到達しました。

一方、気象庁内部ではあるデータに関心が集まっていました。日本で潮位の変化が観測され始めた午後8時ごろ、全国各地で大きな“気圧の変化”が起きていたのです。

さらに、地震による一般的な津波では日本に到達するまでの海外の観測地点で、順番に潮位の変化が観測されるはずですが、その変化はほとんど見られませんでした。

「気圧の変化が起きたということなら噴火の空振（空気の振動）で日本に波が来たということか？」

「前代未聞の事態だ」（気象庁幹部）

各地の潮位は上昇し、鹿児島県の奄美大島の小湊では、午後11時55分に津波警報の基準を超える1メートル20センチを観測。

「防災上の警戒を呼びかけなければいけないレベルまで来ている。津波警報で伝えるしかない」（気象庁幹部）

こうした観測状況を踏まえ、気象庁は日付が変わった16日午前0時15分、鹿児島県の奄美群島とトカラ列島に津波警報を、北海道から沖縄にかけての広い範囲に津波注意報を発表しました。前例のない状況の中で、情報を迅速に伝達することを重視した判断でした。

東田進也地震津波監視課長は記者会見で次のように説明しました。

「今回のような特異な海面の変動や潮位の変化を伝える手段がとっさに無いなかで、津波警報や注意報の枠組みを使って伝えるという運用を初めて実施した」

現在、火山の噴火に特化した津波の情報を伝える仕組みはありません。東田課長は観測データを詳細に分析したうえで、よりよい情報伝達に向けて今後、検討していくと述べました。

不測の事態 私たちは…

津波警報・注意報はすべて解除されましたが、今回の潮位変化の発生メカニズムはまだ解明されていません。

また、火山の噴火はおさまるまでに長期間かかることもあり、今後、どのように推移するのか、予断を許さない状況です。さらに、過去には「海底地すべり」によって津波が巨大化するケースも報告されるなど、地震に伴う通常の津波とは異なる形で、大きな潮位変化が発生することはこれまでにも実際に起きています。

海岸付近にいる場合にはそうしたことをしっかり意識したうえで、防災機関から情報が出されるなどしたら、すぐに高台へ避難できるような心構えをしておくことが大切だと思います。

[火山噴火対策]

・「火山噴火に備える」特選コンテンツ

＜NHK　2021年12月7日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/special/saigai/natural-disaster/natural-disaster_20.html

****

[2] [特集] *新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e4FJKXfBiXkYoU_pY
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-UtTRO17R18xSqNY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働省　2022年1月18日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23450.html
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022年1月18日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00331.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年１月 18 日版）
＜厚生労働省　2022 年 1 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23433.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8wnBof9JAfGQKaVhY
・We just updated COVID-19 English page
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R711FUv9tUUknXDVY
・Latest "11 things you need to know NOW about COVID-19" just updated.
#link(No.,"Latest "11 things you need to know NOW about COVID-19" just updated.","
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/11thingstoknow.html
---

◇マスコミ報道　見出し

・新型コロナ 全国の感染者数 初めて３万人超える 過去最多 18 府県で最多更新
＜FNN プライムオンライン　2022 年 1 月 18 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/300968
・新型コロナ　都内で「１０歳未満」感染急増　校内クラスターの懸念も
＜産経ニュース　2022 年 1 月 16 日＞
https://www.sankei.com/article/20220116-ZR3EJDKQXVIGPB36CDESHRSTXU/

[対策・予防]

◇省庁発表

・スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q1GZ-acRWanIcYI5Y
・接触確認アプリへの陽性登録のお願い＆よくある質問について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3G52YcxeYnoUckZY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=O8EIA8gzNcASXOCpY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R711FUv9tUUknXTVY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l22lxZstZZXOTcAFY
・新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材

＜厚生労働省　2022 年 1 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wznus7E1-Tib5JtRY

・布製マスクの配布希望の申出方法の変更について（令和 4 年 1 月 17 日）
＜文部科学省　2022 年 1 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc3ac49b32wyvbI

・塩野義、国内でワクチン最終治験開始 21 年度中の実用化目指す
＜毎日新聞　2022 年 1 月 17 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220117/k00/00m/040/168000c
・コロナワクチン、卵巣に影響せず　イスラエル、初の大規模調査
＜共同通信　2022 年 1 月 15 日＞　https://nordot.app/855042301663166464?c=39546741839462401

◇<u>大学等関係</u>
・<u>各大学のウィズコロナにおける 2022（令和 4）年度授業実施方針について</u>
＜大学プレスセンター　2021 年 12 月 22 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-47319.html

・<u>「コロナで友達できない」解消を　学生考案「大学限定」SNS</u>
＜毎日新聞　2022 年 1 月 19 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220118/k00/00m/040/144000c
　新型コロナウイルスの感染急拡大で大学生活が一変してから約 2 年。感染拡大後に入学した今の 1、2 年生からは、学内での友達作りに苦労したという声をよく聞く。そんな苦労の当事者である岐阜大学の学生が、同大の学生だけが利用できるネット交流サービス（SNS）「ぎふとも」を考案し、今月 6 日、大学公認で提供が始まった。発案した地域科学部 1 年の柴田菜月さん（19）と、協力者である同大高等研究院の上原雅行准教授（44）に開設した理由や目的を聞いた。
　「ぎふとも」のインターネットサイトは、岐阜大の学生がそれぞれ保持する同大のメールアドレスからのみ登録できる。学年や学部などを検索して仲間を見つけたり、写真や動画・文章を発信し合ったりすることで、学内交流の活発化を狙う。併設された掲示板では、イベントへの参加者募集や悩み相談、使い終わった教科書など不用品の引き取り手を探すページなど、用途別に用意された 10 項目の題材を基に、学生同士が自由に交流できる仕組みになっている。
　このサービスを考案したきっかけは、昨春入学した柴田さん自身が友人作りに苦労したことだ。「入学前は多種多様な人が集まる大学生活を想像してワクワクしていたが、実際は一部の授業を除き、キャンパス内で交流できる機会がなかった」という。この経験から、学生同士が気軽に交流できる機会を作れないかと模索するようになった。
　そんな時、前期授業で社会的課題の解決をビジネスの視点から考える「アントレプレナーシップ（起業家精神）入門」を受講し、担当教員の上原准教授らに出会った。7 月下旬の最終授業で行われた発表の場では、入学直後の経験を絡め、学内限定の SNS を作りたいと提案。すると同学年の受講生を中心に、賛同の声が相次いだ。その反応を目の当たりにした上原准教授は「コロナ禍の中、みんな友達作りに苦労していたんだな」と心を動かされ、サイトを一緒に作ることになったという。
大学で友人を作るには、ツイッターやフェイスブックなど既存の SNS でも、検索すれば“候補”は探し出せる。それでも学内限定にこだわった理由として 2 人は、誰もが利用できる半面、誰に見られているか分からない既存の SNS ならではの特性を指摘する。
　柴田さんによると、コロナ下でも学内サークルの新入生歓迎会はオンラインで実施されていたが、募集の多くは各団体の公式 SNS アカウントで行われていた。しかし、「申し込む際にメッセージを送ると、これまで使ってきた自分のアカウントが相手に知られてしまう」。あくまで知り合いとやり取りするために、既存の SNS を使っている柴田さん。それに対し、団体のアカウントを管理する学生はどのような人物か分からない。見ず知らずの人と接触することで、不快なメッセージを送られたり、親しい友人向けに投稿してきた写真などの情報から顔や経歴、交友関係が悪意を持つ人に知られたりする恐れもある。そんなトラブルに巻き込まれそうで抵抗があったという。
一方、上原准教授はフェイスブックの例を引き合いに出し、利用者を絞ることで気軽に使えるサービスになると

期待する。「フェイスブックは当初、米ハーバード大の学生限定の交流サイトだった。しかし対象を広く大衆向けに変更したため、それまでの利用者が別の SNS に分散した。また利便性を追求して多くの機能を追加したことで、逆に使いこなせない人も出るようになった。利用者が気楽に使えるようにするには、時代をさかのぼって大学内にシンプルなサイトを構築すべきなのではないか」と考えたという。

学内生同士で気軽につながれるコミュニティーの形成を目指す「ぎふとも」。サイトの構築は、ネットで悩み相談を行う外部の団体「ココトモ」が請け負った。構築に要する費用は大学が負担したが、限られた予算で多くの企業に断られた中、上原准教授が偶然ネットで見つけた同団体だけが興味を持ってくれたという。

学生の視点を重視

サイト設計に当たって柴田さんは、同大の学生が直面している課題に耳を傾け、その都度改良したプランをサイトに組み込んだ。同大の半数以上を占める理系の学生たちから「大学院に進むか悩んでいるのだが、院生と知り合う方法が分からない」と相談を受け、対象者を修士・博士課程まで拡大した。

17 日現在で、利用登録した学生は 62 人。現在は口コミで広がっている段階だが、今後は学内で宣伝のチラシを配布する予定だ。「岐阜大は一つのキャンパスに全ての学部が集まっている。学部の垣根を越えた交流が活発になっていくといい」と話す柴田さん。入学式では新入生にパンフレットを配布したいという。

岐阜大は 2020 年 4 月、改正国立大学法人法による「1 法人複数大学」の初事例として、名古屋大学と法人統合した。それ以来、大学職員の意識は他大学や企業など、学外に向きがちだったという。「柴田さんの発表を聞いて、大学側も、もっと学生の直面する問題に目を向けなければと気づかされた」と上原准教授。学生・教職員ともに影響を与えた「ぎふとも」が、この大学の未来を変えるかもしれない。

・国費留学生 87 人の入国容認へ　政府、水際強化措置の例外で
＜共同通信　2022 年 1 月 17 日＞
https://nordot.app/855632496897933312?c=39546741839462401

◇マスコミ報道　見出し

・「まん延防止措置」首都圏など 13 都県に適用へ 16 都県に拡大
＜NHK　2022 年 1 月 19 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220119/k10013437721000.html
・政府 「まん延防止措置」13 都県に適用へ 今月 21 日から来月 13 日
＜NHK　2022 年 1 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220118/k10013437521000.html
・１都１０県「まん延防止」適用の方向で調整
＜日テレ news24　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.news24.jp/articles/2022/01/17/041016816.html
・「オミクロン株」拡大で会食や旅行「控える」８８％…読売世論調査
＜読売新聞　2022 年 1 月 16 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/election/yoron-chosa/20220116-OYT1T50119/
・1 万世帯に「こども宅食」実施へ　コロナ困窮受け支援団体
＜共同通信　2022 年 1 月 16 日＞　https://nordot.app/855328640241516544?c=39546741839462401
・ワクチン実質義務化決定　未接種なら飲食店入れず―仏
＜時事ドットコム　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022011700173&g=int

---

◇リアルに戻らない会議は要注意？　第一人者が指摘するデジタルの限界
＜朝日新聞　2022 年 1 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1D5VR3Q16PLBJ005.html

コロナ禍でデジタルトランスフォーメーション(DX)が一気に進み、ウェブ会議もすっかり身近になりました。ところが、ネット黎明（れいめい）期から研究を続ける宮原秀夫・元大阪大学総長はむしろ、コロナ禍でウェブ技術のマイナス面が浮き彫りになったと感じているそうです。

「リアルに戻らない会議は要注意」という宮原さん。いったい、どういうことなのでしょうか？

――パケット通信の理論確立など、情報通信の黎明（れいめい）期から携わってきた専門家として、コロナ禍でネットが果たした役割をどう評価しますか。

当初はどんなウイルスかも分からない中で、通信技術が社会活動を維持するインフラとして貢献したことは間

違いありません。それでも総じて言えば、コロナ禍は技術のマイナス面や限界が浮き彫りになる契機だったと思います。

ウェブ会議の問題点とは

――ウェブ会議システムを使い始め、今では毎日世話になっている身としては、プラス面のほうが大きいように感じます。どこがいけませんか。

定型的で、連絡事項を伝えるだけの会議ならウェブは役割を果たせます。ですが、大学の総長など会議を主催してきた立場としては、議論を尽くして本当に重要なことを決定する会議にはウェブは不向きだし、使うべきではないとすら思っています。

コロナ禍によって、職場でも、家でも、デジタル化が一気に進みました。技術革新は、私たちの生活を幸せにするのか。そのためには何が必要なのか。第一線の研究者たちの論考をお届けします。

現在のウェブ会議システムで…

****

[3] ***建築基準法施行規則、建築物の維持保全指針、定期点検・調査の判定基準の一部改正***

◇建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第４号）

［官報］ 令和４年１月 18 日　号外　第 12 号　3～11 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220118/20220118g00012/20220118g000120003f.html

○国土交通省令第４号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項及び第九項（これらの規定を同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）、第六条の三第九項、第七条第一項（同法第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項（同法第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十二条第九項、同法第十八条の二第四項において準用する同法第六条の三第九項並びに同法第九十三条の三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年一月 18 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載＜ACSES 事務局＞―

改正後

（確認申請書の様式）

第一条の三　（略）

一～四　（略）

一　（略）

二

	（い）	（ろ）	
		図書の種類	明示すべき事項
（一）～（十二）	（略）		
（十三）	法第三十五条の規定が適用される建築物	各階平面図	令第百十六条の二第一項に規定する窓その他の開口部の面積
			令第百十六条の二第一項第二号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積

			消火設備の構造詳細図	消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造
		令第五章第二節の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				耐力壁及び非耐力壁の位置
				防火区画の位置及び面積
				階段の配置及び構造
				階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積
				歩行距離
				廊下の幅
				避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅
				物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅
				令第百十八条に規定する出口の戸
				令第百二十五条の二第一項に規定する施錠装置の構造
				令第百二十六条第一項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び高さ
			二面以上の断面図	直通階段の構造
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
			室内仕上げ表	令第百二十三条第一項第二号及び第三項第四号に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
			令第百十七条第二項第二号及び令第百二十三条第三項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百十七条第二項第二号に規する建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項
				令第百二十三条第三項第二号にする構造方法への適合性審査に必要な事項
			令第百二十一条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	直通階段で屋外に設けるものが木造である場合における当該直通階段の構造及び防腐措置
		（略）		
（十四）～（九十二）	（略）			

三～五　（略）

２～11　（略）

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～十三　（略）

十四　開口部の位置及び大きさの変更（次の<u>イ又はロ</u>に掲げるものを除く。）

（削る）

（削る）

イ・ロ　（略）

十五・十六　（略）

２～４　（略）

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）　―省略―

第二十六号様式（第四条の八、第四条の十一の二関係）（Ａ４）　―省略―

第三十八号様式　（第七条関係）（表面）　―省略―

第三十九号様式　（第七条関係）（表面）　―省略―

第三十九号の二様式　（第七条関係）　―省略―

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

２　この省令の施行前に交付した改正前の建築基準法施行規則別記第三十八号様式、別記第三十九号様式及び別記第三十九号の二様式による身分証明書は、それぞれこの省令による改正後の建築基準法施行規則別記第三十八号様式、別記第三十九号様式及び別記第三十九号の二様式による身分証明書とみなす。

◇建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針の一部を改正する件（国土交通省告示第 109 号）

［官報］　令和４年１月 18 日　号外　第 12 号　28 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220118/20220118g00012/20220118g000120028f.html

○国土交通省告示第 109 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八条第三項の規定に基づき、建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針（昭和六十年建設省告示第六百六号）の一部を次のように改正する。

令和４年一月 18 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第三　計画に定めるべき事項 １～３　　（略） ４　少なくとも、令第十三条の三に規定する建築物のうち、令第百二十一条の二の規定の適用を受ける直通階段で屋外に設けるもの（木造とするものに限る。以下［屋外階段］という。）があるものについての計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。 一　第一項第二号に規定する維持保全を行うための組織に関する事項として、当該建築物の点 検に関する責任者を定めること。 二　第一項第五号に規定する点検時期に関する事項は、次に掲げる屋外階段の点検の区分に応じて定めること。 イ　管理者等による日常の点検 ロ　木材の腐朽、損傷及び虫害に関する知識及び経験を有する者による定	第三　計画に定めるべき事項 １～３　　（略） （新設）

期的な点検 三　第一項第五号に規定する点検に当たっての判断基準に関する事項として、屋外階段各部の木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があることその他屋外階段各部に劣化又は損傷があることを定めること。 四　第一項第五号に規定する結果の報告等に関する事項として、点検結果を適切に記録し、第言行に規定する責任者に報告することを定めること。 五　第一項第六号に規定する修繕工事の実施等に関する事項として、同項第五号に規定する点検に当だっての判断基準に該当するときは、必要に応じ、修繕、防腐措置その他の適切な措置を講ずることを定めること。 六　第一項第七号に規定する維持保全計画書、確認通知書、竣工図、設備仕様書等の作成、保管、廃棄等に関する事項として、点検結果を記録した図書その他維持保全に必要な図書の保管期限を明確に定めること。 七　第一項第十号に規定する維持保全を行うため必要な事項として、同項第五号に規定する点検に当だっての判断基準に該当するときは、屋外階段各部の劣化及び損傷の状況並びに必要な使用制限について当該建築物の利用者に周知することを定めること。 ５　（略）	４　（略）

附　則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

◇建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部を改正する件（国土交通省告示第 110 号）

［官報］　令和４年１月 18 日　号外　第 12 号　28～30 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220118/20220118g00012/20220118g000120028f.html

○国土交通省告示第110号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第一項の規定に基づき、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

令和４年一月 18 日　　国土交通大臣　　斉藤　鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載＜ACSES 事務局＞―

改正後

		（い）調査項目			（ろ）調査方法	（は）判定基準
		（略）				
二　建築物の外部	（五）～（十）	外壁	（略）			
	（十一）		タイル、石貼等（乾式工法によるものを	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機にる赤外線調査であて、テストハンマーによる打診と同	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。

					等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後十年を超え、最初に実施する定期調査等にあっては、全面打診等により確認する（三年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、三年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	
	（十二）～（十四）			（略）		
	（十五）～（十八）	（略）				
（略）						
五 避難施設等	（略）					
	（十一）～（十四）	階段	階段	（略）		
	（十五）			階段各部の劣化及び損傷の状況	目視、触診、設計図書等により確認する。	モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。

	(十六)～(二十三)			(略)
	(略)			
(略)				

附　則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表の五の項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

****

[4] ***食品安全衛生関係***

◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件(厚生労働省告示第３号)

［官報］ 令和４年１月 19 日　本紙　第 657 号　00～00 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220119/20220119h00657/20220119h006570005f.html

安全性審査の手続を経た生物の品種又は品目：とうもろこし

****

[5] ***廃棄物関係***

◇船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可の申請（令和３年 12 月 24 日付け）に係る公告及び縦覧について

＜環境省　2022 年１月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110429.html

◇ゴミ問題の救世主「プラスチックを食べる微生物」現る

＜TABI LABO　2022 年１月 17 日＞　https://tabi-labo.com/302440/wt-microbial-against-plastics

世界中で**脱プラスチック**が叫ばれて久しいが、それでもなお年間**３億 7000 万トン**近くのプラスチックが生産され、2040 年までに生産量は２倍になるとさえ予想されている。

過去 70 年ほどのあいだに 200 倍近く増加したプラスチック。その**ゴミ処理問題**は世界が頭を抱える喫緊の課題であることは言うまでもない。

そんななか、スウェーデンのチャルマース工科大学より、光明の差す研究結果が発表された。

プラスチックを**分解**する能力をもつ**微生物酵素**の存在だ。

学術誌「mBIO」に掲載祭れた内容によると、世界中の数百の場所（海や土壌）から採取した環境 DNA のサンプルを分析しデータを照らし合わせた結果、プラスチック分解能力を持つ微生物酵素が多く存在している地域ほど、各国が公表している海洋プラスチック廃棄汚染のデータが軒並み悪いことが判明。

つまりは、**汚染が進んだ地域ほど分解酵素が多く存在する**ということだ。

「微生物のプラスチック分解能力はプラスチック汚染の測定値と密接な相関関係があることを裏付ける結果となりました」と、同大学のシステム生物学准教授 Aleksej Zelezniak 氏は言う。

なんでも、10 種のプラスチックを分解できる可能性のある酵素が、すでに３万種以上も発見されているらしい。

プラスチックによる環境破壊が進むにつれ、微生物たちもこれらの化合物に対応するための**“進化”**を続けていたとは、なんとも皮肉な話でもある。

とはいえ、もはや彼らの能力に頼ってでも現状を打破していくほかない。プラスチックが自然界で分解されるメカニズムをどう活用できるか。これからの研究に注目していきたい。

海洋ゴミで失う未来がないように。未来への希望もまた、海のなかから。

Reference: Plastic-degrading enzymes correlate with pollution, Plastics Management Index で日本が２位、ドイツがトップに

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇JCM 推進・活用会議の設置、第１回会議の開催、並びに日本国 JCM 実施要綱及び日本国での JCM 利用に関する約款の改定について

＜環境省　2022 年１月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110430.html

パリ協定等を踏まえた我が国における二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism, JCM）の実施のため、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）に基づき、令和４年１月11日（火）に、JCM実施担当省である環境省、経済産業省、外務省、農林水産省及び国土交通省において「JCM推進・活用会議」を設置しました。

また、令和４年1月11日（火）から17日（月）に第１回会議を開催し、日本国JCM実施要綱及び日本国でのJCM利用に関する約款を改定しました。

１．JCM推進・活用会議の設置について

JCMは、途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本国の貢献を定量的に評価するとともに、日本のNDC（国が決定する貢献）の達成等に活用すること、及び地球規模での排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的に貢献することを目指す制度です。

パリ協定等を踏まえた我が国におけるJCMの実施のため、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）に基づき、JCM実施担当省である環境省、経済産業省、外務省、農林水産省及び国土交通省において「JCM推進・活用会議」を設置しました。

本会議は、JCMクレジットに係るパリ協定締約国としての承認、二重計上防止のための相当調整の適用方法の決定及びJCM実施要綱の改定等に関する業務を遂行します（詳細別添１）。

２．第1回JCM推進・活用会議の開催について（日本国JCM実施要綱及び日本国でのJCM利用に関する約款の改定）

（１）日時.

令和４年１月11日（火）～同年１月17日（月）

（２）方法

電子メールによる電磁的開催（非公開）.

（３）日本国JCM実施要綱及び日本国でのJCM利用に関する約款の改定について

令和３年３月30日（火）～同年３年４月28日（水）までの間に実施した「日本国JCM実施要綱（改定案)」に対する意見の募集（パブリックコメント）を踏まえ、日本国JCM実施要綱及び日本国でのJCM利用に関する約款を改定しました（詳細別添２)。

また、同実施要綱及び約款に基づく日本国JCM登録簿の運用を開始します。

（参考：令和３年５月31日（月)「日本国JCM実施要綱（改定案)」に対する意見の募集パブリックコメント）の結果について（https://www.env.go.jp/press/109628.html）

【参考】二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism：JCM）の概要

途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本国の貢献を定量的に評価するとともに、日本のNDC（国が決定する貢献）の達成等に活用すること、及び地球規模での排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的に貢献することを目指す制度。

（参考サイト）

環境省ホームページ「二国間クレジット制度」:

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/bilateral.html

日本国JCM登録簿サイト：

https://www.jcmregistry.go.jp/contents/JP/Summary/Summary.html

添付資料

「JCM推進・活用会議の設置について」

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117350.pdf

「日本国二国間クレジット制度（JCM）実施要綱」「日本国での二国間クレジット制度（JCM）利用に関する約款」（令和４年1月17日施行）

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117334.pdf

****

[7] ***環境安全関係***

◇令和２年度公共用水域水質測定結果について

＜環境省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110428.html
水質汚濁防止法に基づく測定計画に従って国及び地方公共団体が実施した令和２年度の公共用水域の水質測定結果を取りまとめました。

令和２年度の測定結果では、人の健康の保護に関する環境基準については、99.1%の地点で基準を達成しています。また、生活環境の保全に関する環境基準のうちBOD又はCODの達成率については、河川で93.5%、湖沼で49.7%、海域で80.7%となっています。

【測定内容の概要】.

1.人の健康の保護に関する項目（健康項目）；27 項目

・測定地点数及び検体数；5,276 地点、199,707 検体

2.生活環境の保全に関する項目　（生活環境項目）；13 項目

・類型指定水域数、測定地点数及び検体数；3,326 水域、7,004 地点、456,621 検体

【測定結果の概要】

1.　人の健康の保護に関する環境基準　（健康項目）

・27 項目の環境基準達成率は 99.1％（前年度 99.2％）となりました。

２.生活環境の保全に関する環境基準　（生活環境項目）

（１）河　川

・ＢＯＤについて、類型指定水域（2,567 水域）における環境基準達成率は、93.5％（前年度 94.1％）となりました。

・水生生物保全に係る環境基準項目について、類型指定水域における環境基準達成率は、全亜鉛で 98.5％、ノニルフェノールで 100％、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）で 99.6％となりました。

（２）湖　沼

・ＣＯＤについて、類型指定水域（189 水域）における環境基準達成率は、49.7％（前年度 50.0％）となりました。

・全窒素及び全燐について、類型指定水域（123 水域）における環境基準達成率は、52.8％（前年度 49.2％）となりました。

・水生生物保全に係る環境基準項目について、類型指定水域における環境基準達成率は、全亜鉛で 100％、ノニルフェノールで 100％、LAS で 100％となりました。

（３）海　域

・ＣＯＤについて、類型指定水域（570 水域）における環境基準達成率は、80.7％（前年度 80.5％）となりました。

・全窒素及び全燐について、類型指定水域（151 水域）における環境基準達成率は、88.1％（前年度 91.4％）となりました。

・水生生物保全に係る環境基準項目について、類型指定水域における環境基準達成率は、全亜鉛で 97.1％、ノニルフェノールで 100％、LAS で 100％となりました。

※測定結果の詳細は、別添資料または以下のサイトを御参照願います。

http://www.env.go.jp/water/suiiki/index.html.

※水環境に関する総合的な情報を以下のサイトで紹介しています。是非御利用ください。

https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/index.asp.

添付資料

令和２年度公共用水域水質測定結果　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/117339.pdf

****

[8] ***<u>調査、公募、意見募集等</u>***

[公募、意見募集等]

◇<u>2050 年カーボンニュートラルを始めとした持続可能な社会に向け、循環経済を最大限利用した循環型社会の将来像及びそのアプローチに対する意見の募集について</u>

＜環境省　2022 年 1 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110261.html
---

◇令和４年度地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業の公募について
＜環境省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110418.html
---

◇令和４年度潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業の公募について
＜環境省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110417.html
---

◇令和４年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について
＜環境省　2022 年 1 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110415.html
---

◇「ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業／先端半導体製造技術の開発（助成）」の公募を開始します
＜経済産業省　2022 年 1 月 17 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220117002/202201117002.html?from=mj
---

◇令和４年度「低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金」に係る補助事業者の公募について
＜経済産業省　2022 年 1 月 17 日＞
https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2022/k220117005.html?from=mj
---

[調査]
◇職場における化学物質のリスクアセスメントに関するアンケート　アンケートへのご協力のお願い
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-EpSReh6Rl4wV6JY

[調査結果]
◇消防団の組織概要等に関する調査（令和３年度）の結果について
＜総務省消防庁　2022 年 1 月 17 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/96cdf3485d2023f10d73570adbbfd3a008460498.pdf
総務省消防庁では、全国の市区町村（消防団事務を実施している消防本部、一 部事務組合を含む。）を対象に、令和３年４月１日現在の消防団の組織概要等に 関する調査を行い、とりまとめましたので公表します。
また、上記調査の結果、令和３年４月１日現在の消防団員数は約 80 万５千人 （対前年比約▲１万３千人）と、３年連続で１万人以上の減少となっています。
総務省消防庁といたしましては、団員数の大幅な減少を受け、消防団員の処 遇の改善や広報の拡充等を図っていくこととしています。

[統計資料]
◇石油統計月報（2021 年 11 月分）
＜経済産業省　2022 年 1 月 18 日＞
https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuka/index.html?pk_campaign=mm_statistics
---

[白書]
◇「令和３年版消防白書」の公表
＜総務省消防庁　2022 年 1 月 17 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/e4fff270e440fa3af5f293cb14ac2900b50eee5a.pdf
消防白書は、消防防災に対する国民の理解を深めることなどを目的として、 毎年刊行しています。

令和３年版消防白書では、特集において、最近の大規模自然災害等への対応 のほか、新型コロナウイルス感染症対策や、消防団の充実強化、防災・減災、 国土強靱化のための５か年加速化対策における消防庁の取組、消防防災分野に おけるＤＸの推進について記載しています。

○ 特集では、この１年における消防・防災をめぐる出来事（災害対応を含む。）や、消防庁として重点的に取り組んでいる施策について記載

特集１ 最近の大規模自然災害等への対応

特集２ 新型コロナウイルス感染症対策

特集３ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

特集４ 「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」における消防庁の取組

特集５ 消防防災分野におけるＤＸの推進

○ 第１章以下では、火災や風水害をはじめとする各種災害の統計数値を含む現況と課題、消防防災の組織と活動等について記載

・災害の現況と課題（火災予防、風水害対策、震災対策 等）
・消防防災の組織と活動（消防体制、消防職団員の活動、救急体制 等）
・国民保護への対応
・自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり
・国際的課題への対応
・消防防災の科学技術の研究・開発

○ なお、消防白書は、消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/publication/）に掲載するほか、総務省消防庁総務課（総務省３階）において閲覧に供することとします。

****

[9] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 86 号）

［官報］ 令和４年１月 17 日 号外 第 11 号 79～83 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220117/20220117g00011/20220117g000110079f.html

---

◇日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第１号）

［官報］ 令和４年１月 17 日 本紙 第 655 号 １頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220117/20220117h00655/20220117h006550001f.html

○文部科学省令第１号

日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第四十一条の規定に基づき、及び同法を実施するため、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年１月 17 日　　文部科学大臣　　末松　信介

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令

（日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部改正）

第一条日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（国から交付を受ける補助金） 第十二条　令第一条の文部科学省令で定める国の補助金は、私立大学等経常費補助金及び<u>私立大学等研究推進費補助金</u>とする。	（国から交付を受ける補助金） 第十二条　令第一条の文部科学省令で定める国の補助金は、私立大学等経常費補助金及び<u>政府開発援助私立大学等経常費補助金</u>とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十九年四月一日から適用する。

◇「これからの時代の地域における大学の在り方について－地方の活性化と地域の中核となる大学の実現－」（審議まとめ）（令和３年 12 月　中央教育審議会大学分科会）

＜文部科学省　2022 年１月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc3ac49b32wyvbN

◇令和４年度 国立大学の入学定員（予定）について

＜文部科学省　2022 年１月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc3ac49b32wyvb0

****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和４年２月の中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会及び同小委員会審査分科会の開催について　　２月３、8、14、22、28 日

＜環境省　2022 年１月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110427.html

医学的判定に係る調査審議（中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚）

・中央環境審議会環境保健部会（第 47 回）の開催について　　１月 21 日

＜環境省　2022 年１月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110419.html

（１）公害健康被害の補償等に関する法律の規定による障害補償標準給付基礎月額及び遺族補償標準給付基礎月額の改定について（諮問）

（２）子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）について

（３）報告事項

（４）その他

・生態影響に関する化学物質審査規制／試験法セミナーの開催について　　２ 月 15 日

＜環境省　2022 年１月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110436.html

【第１部】 化学物質審査規制に関する動向

化審法による化学物質管理に関する最新動向及び海外の化学物質規制の動向について説明します。

【第２部】 生態毒性試験等に関する事項

OECD における試験法の開発・改訂、ガイダンス文書改訂などの最新動向や、生態毒性試験に関する技術的な事項について説明します。また環境多媒体モデル（G-CIEMS）についての紹介も行います。

・薬事・食品衛生審議会　指定薬物部会を開催します　　持ち回り

＜厚生労働省　2022 年１月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7lxEU_5sUEgmXnRY

・第 12 回「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」を開催します（オンライン開催）　　１月 24 日、一部非公開

＜厚生労働省　2022 年１月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=J90VdSud1SVE_Ry1Y

・労働基準法施行規則第 35 条別表第１の２第４号の１の物質等の検討について

・その他

・令和３年度 化学物質のリスク評価に係る企画検討会　　２月 3、18 日

＜厚生労働省　2022 年１月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xz31lct9NcWkHZRVY

意見交換会（第１回@東京）

・第１回化学物質審議会 産業構造審議会製造産業分科会第９回化学物質政策小委員会　　１月 31 日

＜経済産業省　2022 年１月 18 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43028

化学物質管理政策をめぐる最近の動向と今後の方向性について

・ワクチンの流通情報の基盤整備に向けた検討会（資料）　　１月１９日

＜厚生労働省　2022 年１月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0yn-o6El6SiL9IVBY

・第 66 回 食品表示部会

＜内閣府　2022 年１月 17 日＞

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/066/shiryou/index.html

食品表示基準の一部改正（栄養成分等に関する表示 他）に係る審議

・有明海・八代海等総合調査評価委員会水産資源再生方策検討作業小委員会（第９回）及び海域環境再生方策検討作業小委員会（第９回）の合同開催について　　１月 24 日

＜環境省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110401.html

（１）有明海・八代海等総合調査評価委員会の中間取りまとめに向けた作業について

（２）その他

・シンポジウム「海ごみ削減・里海の未来を和歌山から考える」の開催について　　２月 14 日

＜環境省　2022 年 1 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110440.html

（１）開会挨拶

（２）基調講演「環境で地方を元気にする地域循環共生圏」

（３）海洋環境施策説明

（４）事例発表

（５）パネルディスカッション

・第２回産業構造審議会産業技術環境分科会グリーントランスフォーメーション推進小委員会／総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 2050 年カーボンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検討小委員会合同会合　　1 月 19 日

＜経済産業省　2022 年 1 月 18 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43029

今後の議論の方向性及び関係団体からのヒアリング

・「第２回自家消費型太陽光発電設備の導入に関するオンラインセミナー」の開催について　　１月 27 日

＜環境省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/110444.html

・第３回 勤務医に対する情報発信に関する作業部会の開催について　（オンライン開催）　　１月２４日

https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=McsDYz2LwzNS6w-jY

・構成員からの資料紹介

・勤務医に対するアンケート実施報告

・第 11 回「多様化する労働契約のルールに関する検討会」開催案内　　1 月 24 日

＜厚生労働省　2022 年 1 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23397.html

無期転換ルール及び多様な正社員の雇用ルール等に関する論点について

・日本産業標準調査会第 64 回標準第一部会　　1 月 21 日

＜経済産業省　2022 年 1 月 17 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44786

1. 日本産業標準調査会標準第一部会長の互選について
2. 日本産業規格の制定等に係る調査審議の専門委員会への付託について
3. 特定標準化機関（ＣＳＢ）から申出の産業標準（案）等について
4. 令和４年度経済産業省標準化委託事業の実施テーマ（案）について

・総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　電力・ガス基本政策小委員会　制度検討作業部会（第 61 回）　　1 月 21 日

＜経済産業省　2022 年 1 月 17 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43027

1. 容量市場について
2. 電源投資の確保について
3. 非化石価値取引市場について

・地震火山観測研究計画部会（第 44 回）の開催について　　1 月 25 日

＜文部科学省　2022 年 1 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc1ac48igh9vNbJ

1. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第２次)」の実施状況等のレビューについて

2. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第２次)」の実施状況等のレビューの参考資料について
・防災科学技術委員会（第 54 回）の開催について　　1 月 24 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc1ac48igh9vNbK
1. 防災科学技術政策の現状等について
2. その他
・海洋科学技術委員会（第３回）の開催について　　1 月 24 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc1ac48igh9vNbI
1. 海洋科学技術による持続可能な社会への貢献について（ヒアリング）
2. 安全・安心な社会の構築に資する海洋科学技術の在り方について（ヒアリング）
3. 意見交換
4. その他
・大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会（第３回）の開催について　　1 月 24 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc3ac49b32wyvbJ
1. 共用等ガイドラインの検討について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・令和３年度 職場における化学物質管理に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）　資料（第１回、第２回）
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7F5GUfxuUkokXvZY
配付資料
　新たな化学物質管理～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～
　　https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000881352.pdf
　　1. 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系
　　2. 職場における化学物質管理の課題とそれを踏まえた規制の見直し
　化学物質管理の大転換　法令準拠型から自律的な管理へ－－背景・自律的な管理の概要・対応－
　　https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000881353.pdf
・第 144 回労働政策審議会安全衛生分科会（資料）　　1 月 17 日
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=B_OOP_QPCfwuY3GVY
　（１）労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱について（諮問）
　（２）事業場における労働者の健康保持増進のための指針の改正について
・これからの労働時間制度に関する検討会　第8回資料　　1月17日
＜厚生労働省　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b5VdPWPVnWOMtVb9Y
　　アフターコロナの働き方に係るヒアリング
・科学技術・学術審議会　大学研究力強化委員会（第１回）議事録　　12 月 1 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc1ac48igh9vNbH
1. 大学研究力強化委員会の設置等について
2. 大学の研究力の現状・課題等について
3. 大学研究力強化に向けた取組
4. その他
・核融合科学技術委員会（第 27 回）議事録　　10 月 12 日
＜文部科学省　2022 年 1 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agc1ac48igh9vNbM
(1)「第１回中間チェックアンドレビュー」について（報告書案の審議）
(2) 令和４年度核融合関係概算要求について
(3) 令和３年度核融合科学技術委員会における研究評価計画（非公開）

****

[11] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査（定期糞便採取調査）の結果について（令和３年12月分）

＜環境省　2022年1月17日＞　https://www.env.go.jp/press/110431.html

・鹿児島県での高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内13例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2022年1月17日＞　https://www.env.go.jp/press/110455.html

・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022年1月17日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220117.html

・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について

＜農林水産省　2022年1月18日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220118.html

---

◇*新化学物質、化学物質新利用技術等*

・島根・山口沖でガスと石油試掘へ　3月から、30年ぶり開発計画

＜共同通信　2022年1月17日＞　https://nordot.app/855742969157713920?c=39546741839462401

INPEX（インペックス）は17日、島根と山口両県の沖合約130～150キロで、商業化に向けた天然ガスと石油の試掘を3月に開始すると発表した。国内での海洋ガス田の開発計画は約30年ぶりとなる。

インペックスや経済産業省によると7月まで試掘して埋蔵量などを確認し、商業化の可否を判断する。国内のガス自給率を現在の2.2%から3.4%に押し上げる可能性がある。32年ごろの生産開始を目指す。

現在分かっている国内埋蔵量の1.4倍が埋蔵されている可能性がある。水深約240メートル地点を掘り進める。この海域は2016年に調査していた。

◇*その他*

・国立大への交付金配分ルール見直し　抵抗みせた国大協会長の評価は

＜朝日新聞　2022年1月18日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1G3R1PPDRUSPT00J.html

来年度から6年間にわたる、国から国立大への運営費交付金の配分方法が固まった。国立大学協会は今回、18項目にわたる提言を発表するなどして抵抗したが、大幅な見直しには至らなかった。10兆円規模の大学ファンドの対象大学を選ぶルールとともに、永田恭介会長（筑波大学長）に評価を聞いた。

――今回決まった第4期の運営費交付金の配分ルールについて、全体的な評価を教えてください。

求めていた総額の増加を勝ち取れなかったのは残念だ。ただ、修学支援新制度の対象となっていない大学院生の授業料を免除するための予算を確保するなど、全体で見れば文科省は頑張った。及第点は与えてもいいと思う。

――外部資金の獲得実績などの共通指標で交付金を傾斜配分する仕組みの廃止を強く求めていましたが、存続が決まりました。

傾斜配分枠は2019年度が700億円、20年度が850億円、21年度が1千億円と増え続けていた。制度の廃止には至らなかったが、第4期がスタートする22年度を同額の1千億円に抑えることができた。

共通指標の中身にも、国大協の要望が反映された。教育・研究は成果が出るまでに時間を要する。各大学の改革努力を的確に評価できるように、実績の「高さ」に加え、数字の「伸び率」を見てほしいと求めてきた。今回、研究関連の指標などに導入されることになったことは評価したい。

ただし、文科省は「アウトカム（成果）」重視の指標に見直すと言いながら、数字で示せる「アウトプット」による評価を続けようとしている。「評価が高い論文の数」や「外部資金の獲得実績」といった数字よりも、それらを集めることで見えてくる、各大学による教育・研究力の向上を目指した改革の成果を重視して評価するべきだ。

例えば、高評価の論文を書いた女性研究者の増加といった数字を集め、そうした女性の力を引き出すことにつながった、学内保育園の整備など労働環境の改善の取り組みを評価するといったものだ。

現在は、学部系統ごとの就職率という指標があるが、卒業10年後の仕事内容といったデータを見ないと、大学

教育の成果を評価することはできない。こうした「アウトカム指標」を作るように、文科省には改善を求めていきたい。

――国立大を①地域貢献型②特定分野型③世界水準型の 3 タイプに分類し、各グループの予算の枠内で競争させる仕組みが、5 類型に変わりそうです。

①が付属病院の有無で、③が…

・子どもの就寝、夜 9 時以降が半数　共働きの増加で、グリコ調査

＜共同通信　2022 年 1 月 17 日＞　https://nordot.app/855739446201499648?c=39546741839462401

0～2 歳児を育てる保護者の計 53.8%が、子どもの就寝時刻は「午後 9 時以降」になっていると答えたことが 17 日、江崎グリコの調査で分かった。一方、理想の就寝時刻を「9 時より前」とした人は計 68.8%に上り、共働きの増加により時間に余裕がない中で子育てに追われる家庭が多い実態が明らかになった。

理想の平均就寝時刻を尋ねると「午後 8～9 時」が 52.8%で最多だった。実際の平均就寝時刻は「9～10 時」が 36.2%と最も多く、次いで「8～9 時」34.5%、「10～11 時」12.8%と続いた。午後 9 時以降に就寝している子どもは、午前 7 時以降に起床する割合が高かった。

****

[付録]

◇オンラインで心はつながるか　実は孤独に？「脳トレ」川島教授の分析

＜朝日新聞　2022 年 1 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ1D52BJQ16ULEI004.html

再び感染拡大が懸念されている新型コロナウイルス。対面での接触を避ける「非日常」が日常となって、2 年が経とうとしています。仕事や暮らしにオンラインを活用するスタイルが広がった一方、何となくコミュニケーションに物足りなさを感じている人も多いのでは。

オンラインでのコミュニケーションが、脳にどのような影響を与えているのか。「脳トレ」で知られる東北大加齢医学研究所所長の川島隆太教授に聞きました。

――脳科学の面からコミュニケーションを研究されていますね。

私たちは、コミュニケーションに関わる脳の活動として「相手の気持ちを思いやりながら行動する」という面に注目をして研究しています。要は自分自身のことではなく、相手のことを考えながら、相手が何を考えているのか理解する。心理学では「心の理論」と呼ばれるものです。

心の理論は、脳科学でもはっきりわかっていて、脳の主に 3 カ所がつかさどっています。一つが、前頭葉の内側、ちょうど額の中央の奥あたり。もう一つが、側頭葉というところの先端。それから側頭葉と後頭葉の間あたりにあります。

私が CTO（最高技術責任者）を務めている東北大と日立ハイテクによる脳科学ベンチャー「NeU」が独自に開発した脳活動センサーを使って、こうした脳活動を見てみると、相手と良いコミュニケーションが取れている時には、お互いの脳活動の揺らぎが同期するという現象が起こる。脳活動がシンクロするのです。

コロナ禍によって、職場でも、家でも、デジタル化が一気に進みました。技術革新は、私たちの生活を幸せにするのか。そのためには何が必要なのか。第一線の研究者たちの論考をお届けします。

オンラインの脳への影響

――コロナ禍でオンライン会議など非対面でのコミュニケーションが増えました。これは脳活動に影響はあるのでしょうか。

「Zoom（ズーム）」などを使ったオンラインでのコミュニケーションと対面との違いを定量的に評価するため、こんな実験を行いました。

東北大の学生の協力を得て、学部や性別が同じで、興味関心が似ている人たちを 5 人一組にして、学部の勉強や趣味など共通するテーマについて、顔を見ながらの対面とズームなどを使ったオンラインとで、それぞれ会話してもらい、脳活動を比較しました。

何がわかったかというと、顔…

********** 以上 **********